**同 　意　 書**

１．申請時に記載しました事項について、町・消防機関・その他関係者（以下「救助関係者」という。）へ情報提供することに異義を申し立てません。

２． 緊急通報を発し、その後の連絡に応答しないときは、救助関係者の敷地内及び住居内への立入りを認めます。

３．緊急時に救助者関係者が住居に入る際、住居等の一部を破損しても事態に対応していただくことを承知します。また、損害賠償責任を問いません。

４．自らの過失により、貸与を受けた緊急通報装置を損失、破損、故障させた場合、修理等にかかる費用について自己負担することを確約します。

　　　以上、緊急通報装置の貸与を受けるにあたり、すべの事項について同意します。

上　板　町　長　　殿

平成 年 月 日

住　所　板野郡上板町

　　　　　　　　　　　　　　氏　名